

3 - 4 利用段階

(1) 遊具の利用状況の把握

設置した遊具の利用状況の実態を知ることは、遊具の安全確保を図る上で重要であり、子どもと保護者・地域住民の協力を得て遊具の利用状況を把握し、維持管理や改修などに活かすことが必要である。

(解説)

- 1) どの年齢層の子どもがどのように遊具を利用しているかなど、遊具の利用状況を把握することは、安全点検における着眼点がより明確になるほか、社会的な耐用年数に基づく改修などの必要性の検討を行う上で必要である。
- 2) 遊具の利用状況を把握するにあたっては、都市公園に公園管理者が常駐していないことから、各公園に対するきめ細かな状況把握は、保護者・地域住民の協力を得ることが有効であると考えられる。協働して利用状況を把握することによって、保護者・地域住民の都市公園や遊具の安全に関する意識を高める効果も期待できる。

(2) 安全管理の啓発と指導

遊具に関わる事故を未然に防ぐためには、遊具の利用状況を踏まえた上で、公園管理者と子ども・保護者や地域住民との間で、遊具の安全確保のための対策や相互の役割分担などについて共通の認識を持つことが重要である。

遊具の安全管理には、子どもや保護者の協力が不可欠であるため、公園管理者は、地方公共団体内の関係部署や地元自治会、地域住民との相互協力のもとで、子どもや保護者が自らの服装や遊具の異常にも注意を払うなどの都市公園での安全で楽しい遊び方についての普及啓発にも配慮する。

なお、事故防止のための指導にあたっては、子どもの遊びは本来自由で自発的なものであり、遊びの価値を十分に勘案し、過度に制約的にならないように注意する。

(解説)

- 1) 子ども・保護者が遊具の利用における安全確保について正しい知識を有していないと、例えばすべり台で頭から滑り降りるなどの遊具の安全でない使い方や子どもの発育発達段階以上の能力を要求する遊具への挑戦を奨めるといった危険な行為が行われることがあるため、安全確保について正しい知識が必要である。
- 2) 遊具の安全確保のための対策などについて、公園管理者と利用者・地域住民との間で共通認識を持つことは、遊具が安全に利用される上で重要である。

利用者・地域住民への普及啓発

- ・特に保護者に対し、子どもの遊びの特徴、子どもの年齢に応じた適切な遊具の利用や危険な利用方法、行動、服装など、子どもと保護者の自己責任において注意する必要がある事項と遊具の異常を発見した場合の連絡先について情報を提供する必要がある。また、地域住民に対しても同様の情報提供を行い、危険な遊びを見かけた場合の注意、遊具の異常を発見した場合の連絡について、協力を求めることが必要である。
- ・安全確保に関する情報提供の方法には、公園での掲示のほかに、パンフレットの作成、地方公共団体発行の広報紙への掲載、幼稚園・保育所、児童館、学校など子どもに関わる施設、地元自治会への指導協力依頼などがある。その際、総合的な安全キャンペーンの一環として展開することが有効であると考えられる。
- ・子どもと保護者・地域住民と安全確保に関わる安全で楽しく遊具を利用できるための対策を講ずる。

意見交換の有効性

- ・ 情報提供の際には、公園の安全管理についてどのような対策を講じているか示した上で、公園管理者側からの一方的な働きかけとしないように意見交換などを行い、利用者や地域住民からの安全に関する情報及び意見・要望の反映、地域住民の知識や経験を活用することは、安全確保上有効であると考えられる。

(3) 子どもと保護者・地域住民との協働による楽しい遊び場づくり

都市公園には、通常、公園管理者が常駐していないため、保護者・地域住民と連携し、子どもの遊びに対する共通認識を形成して、安全な遊び場づくりに取り組むことが望ましい。

保護者や地域住民が、子どもの遊びや遊具に対して関心を持ち、日頃から適切に注意喚起をするなど、積極的に関与していくことが重要である。

また、遊び場に関わる民間団体との連携を図り、子どもと保護者・地域住民に対し、遊び場を安全で楽しく利用するための普及啓発を協働で行うことが望まれる。

(解説)

- 1) 維持管理は、原則として公園管理者が行うものである。
- 2) 地域社会と日常的に深く関わり、地域住民の目が行き届いている公園では、地域住民による危険な遊びに対する注意や遊具の故障や破損などの早期発見、事故発生時の対応などの点で、より安全性の高い公園となることが期待できる。

人的ハザードの除去は、利用者の協力と注意を必要とするものであることから、遊びに適した服装で、発育発達段階に応じた適切な遊具を適切な方法で利用するなど、安全確保の方策について、掲示などで周知する。ただし、安全について思考し判断する能力が不十分な幼児に対して、遊具を適切な方法で利用することを要求することは限界があるため、管理者等が常駐していない公園では、保護者や地域住民が関心を持って見守ることが必要となる。

物的ハザードはいつ発生するか特定できないものもあるため、公園管理者による安全点検の後も利用者や地域住民が注意を払い、物的ハザードを発見した場合には、公園管理者に連絡できるよう、連絡先を掲示する。そのため、発生しやすい物的ハザードの例示は有効であると考えられる。

保護者や地域住民の社会参加への意向を確認した上で、利用前の安全確認などの補完的な安全点検・安全管理作業に地域住民の協力を得るしくみの確立や、事故への対応を地域住民とともに考える。

- 3) 都市公園の整備、管理など様々な局面において地域住民の参画を得るなど、地域住民の共有財産として親しまれる公園づくりを進めることは、安全確保上有効であると考えられる。

参考(地域住民との協働の例)

- ・子どもや地域住民の参加による、既存の遊具の評価
- ・遊び場づくりに関するワークショップ

- 4) 利用者や地域住民から苦情だけでなく好ましい点も聴取することが重要であり、こうした情報を得るための場を設けることが、安全でより楽しい公園づくりにおいて有効であると考えられる。
- 5) 遊び場に関わる民間団体において、遊び場を安全で楽しく利用するためのガイドラインなどを利用者・地域住民向けに策定することも有効であると考えられる。
- 6) これからは、公園や遊具の安全確保も、地域レベルでの安全・安心なまちづくりの一環として、総合的な安全確保の中で、地域住民の協力を得て進めることが望まれる。その際、地域住民の知識や経験などの活用は有効であり、地域住民との協働体制による展開が望まれる。